# パートナーズ通信 2017年6月号 Vol.45





# 改正個人情報保護法 ~個人情報取扱ルールが改正されました~

平成29年5月30日から、個人情報保護法が改正 されました。改正により、すべての事業者に「個人 情報保護法」が適用されることとなりました。

## 改正前は…

保有する個人情報が5000人以下の小規模事業者は 適用除外。

【改正後】すべての事業者において、法律が適用と なり、個人情報を適切に取り扱う必要が生じます。

## 具体的には

- 個人情報を取得するときのルール
- 個人情報を利用するときのルール
  - →利用目的を本人に通知、又は公表すること
- 個人情報を保管するときのルール
- →安全に管理すること(安全管理措置)
- 個人情報を他人に渡すときのルール
  - →あらかじめ本人の同意を得ること
- 本人から個人情報の開示を求められたときの ルール
- →本人からの請求に応じて開示すること を守る必要があります。

また、今回の改正で、従業員等が不正な利益を図る 目的で個人情報データベース等を第三者へ提供、盗 用した場合には罰則も設けられました。

(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

## 個人情報とは

改正前…牛存する個人に関する情報で、特定の 個人を識別することができるもの(氏名、氏名 と生年月日の組み合わせ等)

## 【改正後】

「その情報だけで特定の個人を識別できるも の」(個人識別符号)も個人情報に該当するこ ととされました。

例)指紋データ、基礎年金番号、マイナンバー等

☆要配慮個人情報(改正により新たに導入) 人種、病歴、犯罪の経歴、身体・精神等の障害 があること、健康診断結果等の情報をいいます。 取得する場合は、あらかじめ本人の同意が必要 となり、個人情報よりも取り扱いのルールがよ り慎重に定められています。

雇用している従業員の個人情報は適切に管理さ れていますか?

改めて会社での個人情報の取り扱いのルール (業務マニュアル等)の確認、従業員の教育 (特に人事情報を扱う人事担当者)、保管方法 の確認等を進めておきましょう。

また、詳細は、個人情報保護委員会 中小企業サポートページ

http://www.ppc.go.jp/personal/chusho\_support/ にQ&A、ガイドライン等が掲載されていますの で、ご確認ください。

# 【法改正情報】 育児·介護休業法 改正②(平成29年10月1日施行)

先月の通信では改正内容の①最長2歳までの育休再延長が可能になったことをお伝えしました。 今回は改正点23についてです。

改正点② 子どもが生まれる予定の方に育休等の制度(育休中、休業後の待遇や労働条件など)について 個別に知らせる努力義務を創設。

改正点③ 未就学児を育てながら働く方を対象に、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務 を創設。(配偶者の出産休暇、子の行事参加のための休暇など)

☆いずれも努力義務ではありますが、育児をする従業員が継続して働ける環境づくりのためにも導入を 検討してみましょう。

> ☆人事労務のご相談 ☆人事制度策定支援 ☆就業規則作成 ☆労働・社会保険手続代行 ☆助成金申請代行 発行者: 社会保険労務士法人 事業創造パートナーズ 渡辺 稔・塚田 由起子(毎月1回発行)

> > 〒951-8063 新潟市中央区古町通5番町608番地アーバン・ヴィラ2F

Tel 025-224-4155 Fax 025-224-4145 E-mail office@jigyosouzou-pt.com

ホームページ事業創造パートナーズ で検索! ※お気軽にご相談ください